

議案第 33 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例（平成 22 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

530,000円
830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円
6,290,000円
1,130,000円
1,340,000円
1,500,000円
1,830,000円
2,140,000円
4,350,000円
5,570,000円
6,770,000円
5,750,000円

7, 250, 000円
10, 700, 000円

」

を

「

570, 000円
880, 000円
1, 070, 000円
1, 200, 000円
1, 520, 000円
1, 780, 000円
4, 070, 000円
5, 340, 000円
6, 490, 000円
1, 180, 000円
1, 410, 000円
1, 580, 000円
1, 940, 000円
2, 260, 000円
4, 550, 000円
5, 820, 000円
7, 070, 000円
5, 930, 000円
7, 470, 000円
10, 900, 000円

」

に、

「

410, 000円

540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

」

を

「

420,000円
560,000円
730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円

530,000円
680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

」

に、

「

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円
3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円
4,790,000円

」

を

「

320,000円

460,000円
750,000円
1,020,000円
1,300,000円
3,150,000円
3,870,000円
4,460,000円
2,690,000円
3,230,000円
4,830,000円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査又は検査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査又は検査の手数料については、なお従前の例による。